

議案第 87 号

宝塚市消防本部及び消防署の設置等に関する条例及び宝塚市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市消防本部及び消防署の設置等に関する条例及び宝塚市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 29 年（2017 年）9 月 5 日提出

宝塚市長 中 川 智 子

宝塚市条例第 号

宝塚市消防本部及び消防署の設置等に関する条例及び宝塚市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

（宝塚市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例）

第 1 条 宝塚市消防本部及び消防署の設置等に関する条例（昭和 47 年条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の表中「仁川うぐいす台」の次に「、仁川清風台」を加える。

（宝塚市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例）

第 2 条 宝塚市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和 41 年条例第 47 号）の一部を次のように改正する。

別表ア区域の全部にわたるものの項中「仁川団地」の次に「、仁川清風台」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。